

【参照条文】

◎ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。
- 五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。
- 六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

（検閲の禁止）

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

（秘密の保護）

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

- 2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（利用の公平）

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第二項第六号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 業務区域
- 三 電気通信設備の概要

2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(変更登録等)

第十三条 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第十一条第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第十二条第一項中「第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

4 第九条の登録を受けた者は、第十条第一項第一号の事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(電気通信事業の届出)

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 業務区域
- 三 電気通信設備の概要（第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

2 前項の届出をした者は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の届出をした者は、同項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第一項の届出をした者は、第四十一条第三項の規定により新たに指定されたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一ヶ月以内に、第一項第三号の事項を総務大臣に届け出なければならない。

(承継)

- 第十七条 電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。）は、電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第九条の登録を受けた者である場合において、当該電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人が第十二条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

- 第十八条 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。

(提供条件の説明)

- 第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。）は、利用者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。以下この項、第二十七条、第二十七条の二及び第二十九条第二項において同じ。）と次に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 一 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの

- 二 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務以外の電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲その他の事情を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務大臣が指定する電気通信役務
- 2 前項各号の規定による指定は、告示によつて行ふ。

(書面の交付)

第二十六条の二 電気通信事業者は、前条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、書面を作成し、これを利用者（電気通信事業者である者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に交付しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を利用者に交付しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 電気通信事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該電気通信事業者は、当該書面を交付したものとみなす。
- 3 前項に規定する方法（総務省令で定める方法を除く。）により第一項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、利用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該利用者に到達したものとみなす。

(苦情等の処理)

第二十七条 電気通信事業者は、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同項各号に掲げる電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(電気通信事業者等の禁止行為)

第二十七条の二 電気通信事業者又は媒介等業務受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 利用者に対し、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約に関する事項であつて、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
- 二 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者（電気通信事業者である者を除く。）が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為（利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。）

(媒介等業務受託者に対する指導)

第二十七条の三 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務の委託をした場合には、総務省令で定めるところにより、当該委託に係る媒介等業務受託者に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供するもの及びその損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 (略)

3 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務(基礎的電気通信役務及びドメイン名電気通信役務を除く。)のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定することができる。

4 前項の規定により指定された電気通信事業者は、同項の総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備(第一項に規定する電気通信設備を除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

5 第一項、第二項及び前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。

三 通信の秘密が侵されないようにすること。

四 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。

五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること

(電気通信事業者による電気通信設備の自己確認)

第四十二条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第四十一条第一項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備(総務省令で定めるものを除く。)が、同項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第十条第一項第三号又は第十六条第一項第三号の事項を変更しようとするときは、当該変更後の第四十一条第一項に規定する電気通信設備(前項の総務省令で定めるものを除く。)が、同条第一項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

- 3 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第一項又は前項の規定により確認した場合には、当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に、総務省令で定めるところにより、その結果を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 (略)
- 5 第一項から第三項までの規定は、第四十一条第三項の規定により指定された電気通信事業者について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条第四項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。
- 6 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に前項において読み替えて準用する第一項の規定によりすべき確認及び当該確認に係る前項において準用する第三項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、前項において読み替えて準用する第一項中「第四十一条第四項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該」とあるのは「第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、同条第四項に規定する」と、前項において準用する第三項中「当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

(管理規程)

第四十四条 電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第四十一条第一項、第二項若しくは第四項又は第四十一条の二に規定する電気通信設備（以下「事業用電気通信設備」という。）の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。

- 2 管理規程は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために電気通信事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、総務省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
 - 一 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項
 - 二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項
 - 三 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項
 - 四 第四十四条の三第一項に規定する電気通信設備統括管理者の選任に関する事項
- 3 電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、同項中「電気通信事業の開始前に」とあるのは、「第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に」とする。

(電気通信設備統括管理者)

第四十四条の三 電気通信事業者は、第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、

電気通信設備の管理に関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者のうちから、総務省令で定めるところにより、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。

- 2 電気通信事業者は、電気通信設備統括管理者を選任し、又は解任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

(電気通信主任技術者)

第四十五条 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し総務省令で定める事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

(適用除外等)

第六百六十四条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

- 一 (略)
 - 二 その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業
 - 三 (略)
- 2 (略)
 - 3 第一項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第五十七条の二の規定は第三号事業を営む者について、それぞれ適用する。

(営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体の取扱い)

第六百六十五条 営利を目的としない電気通信事業（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。）を行おうとする地方公共団体は、総務省令で定めるところにより、第十六条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の届出をした地方公共団体は、第十六条第一項の規定による届出をした電気通信事業者とみなす。ただし、第十九条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第三十八条の二、第三十九条の三、第四十条、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第五十二条、第六十九条、第七十条及び第二章第六節の規定の適用については、この限りでない。

第百七十七条 第九条の規定に違反して電気通信事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第百六十四条第三項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第百八十五条 第十六条第一項の規定に違反して電気通信事業を営んだ者（第九条の登録を受けべき者を除く。）は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項の規定に違反して第十条第一項第二号又は第三号の事項を変更した者
- 二 第十九条第三項、第二十条第五項又は第二十一条第六項の規定に違反して電気通信役務を提供した者
- 三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条又は第二百一十一条第二項の規定による命令又は処分に違反した者
- 四 第三十三条第九項、第三十四条第四項又は第四十条の規定に違反して協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止した者
- 五 第四十四条の三第一項の規定に違反して電気通信設備統括管理者を選任しなかつた者
- 六 第四十五条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつた者

第百八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第五十三条第三項又は第六十八条の八第二項の規定に違反して表示を付した者

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第二項、第十八条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十八条の二、第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第百八条第三項、第二百十条第四項（第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十条第一項の規定による届出をしなかつた者
- 三 第二十二条又は第三十三条第十二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

- 四 第二十三条第一項の規定に違反した者
- 五 第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者
- 六 第二十八条又は第三十一条第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第三十三条第十一項、第三十四条第五項又は第百八条第三項の規定に違反して接続約款を公表しなかつた者
- 八 第三十六条第二項の規定に違反して計画を公表しなかつた者
- 九 第六十三条第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者
- 十 第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者
- 十一 第八十五条の十又は第九十六条（第百三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 十二 第八十五条の十二第一項の規定による届出をしないで講習事務を廃止し、又は虚偽の届出をした者
- 十三 第九十二条第一項（第百三条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十四 第九十九条第一項（第百三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者
- 十五 第百四十一条第四項又は第百四十三条の規定に違反した者
- 十六 第百六十六条第一項、第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは同条第五項において準用する同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十七 第百六十七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第百九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百八十一条 一億円以下の罰金刑
- 二 第百七十七条から第百八十八条（第百八十条、第百八十一条、第百八十三条及び第百八十四条を除く。） 各本条の罰金刑

第百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十三条第四項、第十六条第二項又は第十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 正当な理由がないのに第四十七条（第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証を返納しなかつた者
- 三 第百四十一条第三項の規定に違反した者

◎ 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）

（登録を要しない電気通信事業）

第三条 法第九条第一号の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回線設備が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 端末系伝送路設備（端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区又は総合区の区域）を超えないこと。
 - 二 中継系伝送路設備（端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の都道府県の区域を超えないこと。
- 2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条第一号の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。

（電気通信事業の登録申請）

第四条 法第十条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

- 2 法第十条第二項の法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第二によるものとする。
- 3 法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。
 - 一 様式第三によるネットワーク構成図
 - 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類
 - 三 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要
 - 四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款の謄本及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名簿及び履歴書
 - 五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 六 申請者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
 - ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - ロ 履歴書

八 その他その電気通信事業の登録の申請に関し特に必要な事項を記載した書類

(変更登録)

第五条 法第十三条第一項の変更登録を受けようとする者は、様式第五の申請書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）その他必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第一項の変更登録を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）その他必要な事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けようとするときは、様式第五の二の申請書、第四十条の十四第一項第一号イ及びロに掲げる書類並びに全部認定証の写し

二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けようとするときは、様式第五の三の申請書、第四十条の十四第一項第二号イからニまでに掲げる書類及び一部認定証の写し

三 当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合は、様式第五の四の届出書兼申請書

四 当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第五の五の申請書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

3 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

4 全部認定事業者が第二項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による返納があつた場合において、法第十三条第一項の変更登録をしたときは、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

(軽微な変更)

第六条 法第十三条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 業務区域の変更にあつては、次のもの

イ 提供区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加を伴うものを除く。）及び減少

ロ 既に国際電気通信役務に係る取扱対地の国又はこれに準ずる地域について法第九条の登録（法第十三条第一項の変更登録を受けた場合は、当該変更登録。次号イにおいて単に「登録」という。）を受けている場合における取扱対地の国又はこれに準ずる地域の変更

ハ 法第一百七条第一項の認定を受け、特定移動通信役務を提供し、又は基礎的電気通信役務若しくは指定電気通信役務を提供する場合であつてこれらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合における業務区域の変更にあつては、次のもの

- (1) 業務区域の増加にあつては、次のもの
 - (イ) 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加（次号イに該当するものを除く。）を伴うものを除く。）
 - (ロ) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加
 - (2) 業務区域の減少
- 二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの
- イ 既に登録を受けた端末系伝送路設備の設置の区域が存する都道府県内における端末系伝送路設備の設置の区域の増加
 - ロ 中継系伝送路設備の設置の区間の増加（業務区域の増加（前号に該当するものを除く。）を伴うものを除く。）
 - ハ 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少
 - ニ 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）の設置の区域の増加及び減少
- 三 特定地域において臨時的に変更するもの

（氏名等の変更の届出）

第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第八条 法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

- 一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするときは、様式第七の二の届出書及び全部認定証の写し
- 二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとするときは、様式第七の三の届出書、第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類並びに一部認定証の写し
- 三 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合は、様式第七の四の届出書
- 四 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第七の五の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

- 3 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 4 全部認定事業者が第二項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
- 5 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

(電気通信事業の届出)

第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 様式第三によるネットワーク構成図
 - 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類
 - 三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款の謄本及び登記事項証明書
 - 四 当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 五 当該届出を行おうとする者が前号に掲げるもの以外の団体であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
 - ロ 役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類
 - 七 法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類
- 2 法第十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。
- 3 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に依つて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
- 一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の二の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第一号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の三の届出書並びに全部認定証の写し
 - 二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をし

ようとするときは、様式第九の四の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第二号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の五の届出書、同号ハ及びニに掲げる書類並びに一部認定証の写し

三 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止する場合は、様式第九の六の届出書

四 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第九の七の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

5 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

6 全部認定事業者が第四項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

7 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

8 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

（電気通信役務等の変更の報告）

第十条 電気通信事業者は、第四条第三項第二号又は前条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第十の報告書に、変更後の様式第四の書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

3 法第九条の登録を受けた電気通信事業者又は認定電気通信事業者であつて法人又は団体であるものは、役員に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第十の二の報告書に、変更後の役員の名簿及び履歴書並びに法第十二条第一項第一号から第三号まで又は法第一百八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

（電気通信事業の承継に関する手続）

第十一条 認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は電気通信事業者についての合併若しくは分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める手続をとらなければならない。

一 当該承継に係る電気通信事業について法第二百二十二条第一項の変更の認定又は法第二百二十三条第四項の承継の認可を受けようとする場合は、第四十条の十四の規定による変更の

- 認定の申請又は第四十条の十八の規定による承継の認可の申請
- 二 当該承継に係る電気通信事業について法第二百二十二条第一項の変更の認定又は法第二百二十三条第四項の承継の認可を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合は、第四十条の十九第一項の規定による認定電気通信事業の廃止の届出
 - 三 当該承継に係る電気通信事業について法第二百二十二条第一項の変更の認定又は法第二百二十三条第四項の承継の認可を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止しない場合は、第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類の提出
- 2 認定電気通信事業者が前項第二号による届出をしようとするときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
 - 3 全部認定事業者が第一項第三号による書類の提出をするときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
 - 4 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。
 - 5 法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - 一 当該事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続があつたことを証する書類
 - 二 様式第三によるネットワーク構成図
 - 三 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款の謄本及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名簿及び履歴書（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
 - 四 電気通信事業者の地位を承継した者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款の謄本
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
 - 五 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の団体であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類の謄本
 - ロ 役員の名簿、履歴書並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類（履歴書にあつては当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
 - 六 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の個人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 住所及び生年月日を証する書類
 - ロ 履歴書（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）
 - 七 法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書

面（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しない場合に限る。）

八 法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類

6 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項において「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継によつて当該届出事業者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならない。ただし、法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

7 前項の申請をした者は、法第十七条第二項の規定による承継の届出をすることを要しない。

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二 法第四十一条第三項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。
- 二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

（電気通信設備統括管理者の要件等）

第二十九条の二 法第四十四条の三第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、法第四十四条の五の命令により解任された日から二年を経過しない者でないこととする。

一 電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること。

- イ 電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務
- ロ イに掲げる業務を監督する業務

二 前号に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

2 電気通信事業者は、法第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に関する業務を開始する前に、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。

（規模の基準）

第五十九条 法第六十四条第一項第二号の基準は、当該電気通信事業を営む者の設置する線路のこう長の総延長が五キロメートルであることとする。

（地方公共団体が行う営利を目的としない電気通信事業の届出等）

第六十条 法第六十五条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務
- 二 卸電気通信役務（前号に該当するものを除く。）

（申請等の方法）

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

- 一 法第九条の登録の申請
 - 一の二 法第十二条の二第一項の登録の更新の申請
 - 二 法第十三条第一項の変更登録の申請
 - 三 法第十三条第四項の変更の届出
 - 四 法第十七条第二項の承継の届出（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）
 - 五 法第十八条第一項の休止及び廃止の届出（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）
 - 六 法第十八条第二項の解散の届出（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）
 - 七 法第十九条第一項の届出
 - 八 法第二十八条の報告
 - 九 法第三十五条第一項又は第二項の申立て
 - 十 法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請
 - 十一 法第三十七条第一項又は第二項の届出
 - 十二 法第三十八条第一項の申立て
 - 十三 法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請
 - 十四 法第三十九条において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請
 - 十五 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立て
 - 十六 法第四十条の認可の申請
 - 十七 法第四十二条第三項の確認の届出
 - 十八 法第四十四条第一項又は第三項の届出
 - 十九 法第四十四条の三第二項の届出
 - 二十 法第五十二条第一項の認可の申請
 - 二十一 法第七十条第一項第一号の認可の申請
 - 二十二 法第一百七十七条第一項の認定の申請
 - 二十三 法第二百十条第三項の申請
 - 二十四 法第二百十条第四項の届出
 - 二十五 法第二百二十二条第一項の変更認定の申請
 - 二十六 法第二百二十二条第二項の変更の届出
 - 二十七 法第二百二十二条第四項において準用する法第二百十条第三項の申請又は同条第四項の届出
 - 二十八 法第二百二十二条第五項の変更の届出
 - 二十九 法第二百二十三条第一項、第三項又は第四項の認可の申請
 - 三十 法第二百二十四条第一項の廃止の届出
 - 三十一 法第四百十条第一項の届出

- 三十二 法第四百四十条第四項の認可の申請
 - 三十三 法第四百四十一条第一項の指定の申請
 - 三十四 第十条第一項又は第三項の報告（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）
- 2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。
- 一 法第十六条各項の届出
 - 二 法第十七条第二項の承継の届出（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）
 - 三 法第十八条第一項の休止及び廃止の届出（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）
 - 四 法第十八条第二項の解散の届出（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）
 - 五 法第六十五条第一項の届出
 - 六 第十条第一項又は第三項の報告（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）

◎ 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）（抄）

（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第七項において単に「指定都市」という。）にあつては、その区又は総合区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されているとき又はその事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。）の用に供するものである場合とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの
 - 二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの
 - 三 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に八年以上従事した経験を有するもの
 - 四 総務大臣が前各号に掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有するものと認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示する要件に適合するものとして総務大臣が認めるものにあつては、法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合であ

つて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、前項各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

- 3 前二項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、第一項各号のいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項各号のいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第一号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業場における事業用電気通信設備が他の電気通信事業者により設置され、当該電気通信事業者により当該事業場に係る電気通信主任技術者が選任されている場合とする。
- 5 第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第二号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業用電気通信設備を設置する都道府県における事業用電気通信設備が次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十四号に規定する公衆無線LANアクセスサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合
 - イ 適合表示端末機器
 - ロ 法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件（同項に規定する技術基準を含む。）に適合していることについて法第五十三条第一項に規定する登録認定機関又は法第四百四条第二項に規定する承認認定機関が認定した端末機器
 - 二 他の電気通信事業者により設置され、当該電気通信事業者により当該都道府県に係る電気通信主任技術者が選任されている場合
- 6 電気通信事業者は、第四項又は前項第二号の場合において、前条第一項第一号に規定する事業場又は都道府県に係る電気通信主任技術者を選任しないときは、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。
 - 一 当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者の名称
 - 二 当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者が選任した当該事業場又は当該都道府県に係る電気通信主任技術者の氏名
- 7 市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域が変更された場合は、当該変更前に法第九条の登録を受け、又は法第十六条第一項の規定により届け出た電気通信事業者については、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、第一項中「市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第七項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区又は総合区の区域）」とあるのは、「市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区又は総合区の区域）及び変更前の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつてはその区又は総合区の区域）」と読み替えるものとする。

◎ 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）

（有線電気通信の秘密の保護）

第九条 有線電気通信（電気通信事業法第四条第一項又は第六百六十四条第三項の通信たるものを除く。）の秘密は、侵してはならない。

第十四条 第九条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。
- 4 前三項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。

◎ 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）（抄）

（秘密の保護）

第五十九条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第四条第一項又は第六百六十四条第三項の通信であるものを除く。第九百九条並びに第九百九条の二第二項及び第三項において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

第九百九条 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九百九条の二 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき（その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。）は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者（当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。）以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。
- 4 第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。
- 5 第一項、第二項及び前項の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

◎ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（正当行為）

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

（正当防衛）

第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（緊急避難）

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

◎ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。

3 この法律において「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であつて青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。

4 前項の青少年有害情報を例示すると、次のとおりである。

一 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報

二 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報

三 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

5 この法律において「インターネット接続役務」とは、インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）をいう。

6 この法律において「インターネット接続役務提供事業者」とは、インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）をいう。

- 7 この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう。
- 8 この法律において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者をいう。
- 9 この法律において「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)をいう。
- 10 この法律において「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための役務又は青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによって青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。
- 11 この法律において「特定サーバー管理者」とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー(以下「特定サーバー」という。)を用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいう。
- 12 この法律において「発信」とは、特定サーバーに、インターネットを利用して公衆による閲覧ができるように情報を入力することをいう。

(インターネット接続役務提供事業者の義務)

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

◎ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
施行令(平成二十年政令第三百七十八号)(抄)

(青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合)

第二条 法第十八条ただし書の政令で定める場合は、インターネット接続役務提供事業者がインターネット接続役務を提供する契約を締結している者の数が五万を超えない場合とする。

◎ 問合せ先

(1) 登録・届出の事務手続、個別事例に関する相談・問合せ先

当ガイドラインの内容から判断して、個別事業の登録・届出が必要と思われる場合は、営業所の住所を管轄する以下の総合通信局へお問合せをお願いいたします。

○北海道総合通信局（管轄区域:北海道）

〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 011-709-2311(4705)

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/H/JIGYO/J1.htm>

○東北総合通信局（管轄区域:青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 022-221-0630

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/tetuduki/denki/index.html>

○関東総合通信局（管轄区域:茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、
神奈川、山梨）

〒102-8795 千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎

情報通信部 電気通信事業課

第一事業担当(登録関係)TEL: 03-6238-1679

第二事業担当(届出関係)TEL: 03-6238-1675

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/com/jigyo/tetuzuki/index.html>

○信越総合通信局(管轄区域:新潟、長野)

〒380-8795 長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 026-234-9948

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/faq/jigyou/faqjigyou.htm>

○北陸総合通信局(管轄区域:富山、石川、福井)

〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 076-233-4422

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/shinsei/todokede.html>

○東海総合通信局(管轄区域:岐阜、静岡、愛知、三重)

〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 052-971-9403

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/tool/download/index.html#denki>

○近畿総合通信局(管轄区域:滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)

〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 06-6942-8518

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/service/jigyo/index.html>

○中国総合通信局(管轄区域:鳥取、島根、岡山、広島、山口)

〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 082-222-3378

http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/shinsei/yoshiki_tsushin.html

○四国総合通信局(管轄区域:徳島、香川、愛媛、高知)

〒790-8795 松山市宮田町 8-5

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 089-936-5042

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/shinsei/denki.html>

○九州総合通信局(管轄区域:福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)

〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎(A棟)

情報通信部 電気通信事業課 事業担当

TEL: 096-326-7824

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/com/>

○沖縄総合通信事務所(管轄区域:沖縄)

〒900-8795 那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階

情報通信課

TEL: 098-865-2302

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/>

(2) 本ガイドラインに関する問合せ先

《登録関係》

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課

TEL: 03-5253-5836

《届出関係》

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課

TEL: 03-5253-5854

《設備規則関係》

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

TEL: 03-5253-5862

《個人情報の保護関係》

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第一課

TEL: 03-5253-5867

《通信の秘密関係》

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課

TEL: 03-5253-5847

《情報セキュリティ対策関係》

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室

TEL: 03-5253-5749